

青森県災害リハビリテーション連絡協議会「会則」

【名称および事務局】

1. 本会は、青森県災害リハビリテーション連絡協議会（青い森 JRAT）と称し、弘前大学医学部附属病院リハビリテーション科（部）に事務局をおく。

【目的】

2. 本会は、青森県のリハビリテーション関連職種の連絡を密にし、青森県および全国の災害発生時の被災者の救済および、疾病予防、健康増進のために活動することを目的とする。

【組織】

3. 本会は、青森県理学療法士会、青森県作業療法士会、青森県言語聴覚士会、その他の個人および団体などで組織する。また、本会の目的に賛同する個人、行政機関、および医療・介護・福祉系の団体（職能団体など）と連携して、活動する。

【事業】

4. 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 災害リハビリテーション支援チームの育成・組織化
 - (2) 発災時の組織的かつ直接的な災害リハビリテーション支援
 - (3) 災害リハビリテーションに関する教育・啓発・普及
 - (4) 他の災害救助チームとの連携
 - (5) その他、目的を達成することに関連した活動

【運営委員会】

5. 本会には、以下の役員からなる運営委員会をおく。
 - (1) 代表 1 名、副代表 1 名、事務局長 1 名、監事 2 名、運営委員 10 名程度
 - (2) 代表、副代表、事務局長、監事は運営委員の互選とする。
 - (3) 運営委員は第 3 条で示した 3 団体の代表者を中心に構成する。
 - (4) 運営委員の任期は 3 年とする。ただし、再選は妨げない。
6. 運営委員会は、必要に応じて代表が招集する。

【運営委員の職務】

7. 運営委員会に所属する運営委員の職務を以下に示す。
 - (1) 代表は、この会を統括し、会議の時は議長となる。
 - (2) 代表が上記任務を遂行できないときは、副代表が代行する。また事務局長とともに代表の補佐に努める。

【予算】

8. 年間の活動費(事務費、通信費、研修会等開催経費など)として、弘前大学リハビリテーション医学講座同門会、青森県理学療法士会、青森県作業療法士会、青森県言語聴覚士会の4団体および関連団体から分担金を募る。分担金額は附則に定める。会計年度は、1月1日より12月31日とする。

【その他】

9. 本会則は、運営委員会の合議をもって、円滑かつ適宜に修正することができる。

【附則】

分担金額は弘前大学リハビリテーション医学講座同門会 3万円、青森県理学療法士会 3万円、青森県作業療法士会 3万円、青森県言語聴覚士会 1万円とする。

本会則は、2018年11月8日に運営委員会で承認され、同日から施行する。

2021年3月14日 下線部改定

2023年3月21日 二重下線部改定